

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 損益計算書

第一節～第五節 (略)

第六節 当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五 第九十五条の五の二）

第七節 (略)

第四章～第八章 (略)

附則

(適用の特例)

第一条の二 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 (略)

二 当事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）、当事業年度に属する中間会計期間又は当事業年度に属する四半

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 損益計算書

第一節～第五節 (略)

第六節 当期利益又は当期純損失（第九十五条の五 第九十五条の五の二）

第七節 (略)

第四章～第八章 (略)

附則

(適用の特例)

第一条の二 國際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 (略)

二 当該事業年度の直前の事業年度、当該事業年度に属する中間会計期間又は当該事業年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸

期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいすれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、前号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三（略）

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第一号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一・二（略）

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいすれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、前号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第八条の三（略）

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第一号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一・二（略）

3 (略)

4 前二項の規定にかかるらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第八条の三の一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかるらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第八条の三の五 (略)

一 (略)

二 財務諸表に対する影響額

三 (略)

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別する) (場合の注記)

第八条の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
○ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3 (略)

4 前二項の規定にかかるらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第八条の三の一 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかるらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第八条の三の五 (略)

一 (略)

二 当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額

三 (略)

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別する) (場合の注記)

第八条の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
○ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一・二 (略)

三 財務諸表に対する影響額

四 (略)

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額

四 (略)

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により注記を行つた場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、当該事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十九 (略)

2 前項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなつた、記載することを要しない。

(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十九 (略)

2 前項本文の規定により注記を行つた場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなつた場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 (略)

2 (略)

3 第一項本文の規定により注記した場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(子会社が親会社を吸収合併した場合の注記)

第八条の二十一 (略)

2 (略)

3 第一項本文の規定により注記を行つた場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する影響額を注記しなければならない。ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなつた場合には、記載することを要しない。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第五十八条の二 削除

第五十八条の二 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。

2 前項の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。

第九十五条の三 (略)

(削る)

第六節 当期純利益又は当期純損失

(税引前当期純損益の表示)

第九十五条の四 (略)

第六節 当期純利益又は当期純損失

(新設)

(一株当たり当期純損益金額に関する注記)

第九十五条の五の一 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 (略)

(潜存株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記)

第九十五条の五の三 潜存株式調整後一株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜存株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

(一株当たり当期純損益金額の注記)

第九十五条の五の一 一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び当該金額の算定上の基礎は、注記しなければならない。

2 (略)

(潜存株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)

第九十五条の五の三 潜存株式調整後一株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜存株式」という。）に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該金額の算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に注記しなければならない。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 (略)

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3 (略)

第一百一十五条 当該事業年度末及び前事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴つもの（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第一百一一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第一百一十五条 当該事業年度末及び直前事業年度末における短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴つもの（社債を除く。）の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第一百一一条第一項第四号の附属明細表の作成を省略することができる。

第一百一十五条 当該事業年度末及び前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第一百一一条第一項第六号の附属明細表の作成を省略することができる。

第一百一十五条 当該事業年度末及び直前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、第一百一一条第一項第六号の附属明細表の作成を省略することができる。